

公 示 日：2026年4月22日（水）

調達管理番号：26a00160

国 名：カンボジア国

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第三チーム

調 達 件 名：カンボジア国シエムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクトフェーズ2（チーフアドバイザー）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担 当 業 務：チーフアドバイザー
- （2）格 付：2号
- （3）業 務 の 種 類：専門家業務
- （4）在 勤 地：シエムリアップ市
- （5）全 体 期 間：2026年6月下旬から2028年9月中旬
- （6）業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

カンボジア政府は2030年までに高中所得国入りを目指し、2023年に国家最上位に位置付けられる開発戦略である「第1次五角形戦略」を発表した。この戦略の中で、「強靱で持続可能かつ包摂的な開発」を重点分野として掲げており、スマートシティに係る政策の導入を進めている。また、「デジタルガバメント政策2022-2035」では、「持続可能かつ包摂的なデジタル技術・データを活用し地方行政を強化するとともにスマートシティ開発を促進する」こととしている。

シエムリアップ州の州都であるシエムリアップ市は、世界文化遺産であるアンコール遺跡を擁する観光都市であり、観光セクターがカンボジアのGDPの12%を占める重要な都市である。また、シエムリアップ州観光開発マスタープ

ラン（2021-2035）によると、2035年には国内外合わせた観光客が約1,100万人に増加すると予測されている。

このような急激な観光客の増加が見込まれる中、シェムリアップ市内のインフラや社会サービスの整備が追い付いておらず、自動車の急増によるラッシュ時の交通渋滞の深刻化、廃棄物や汚水排出の増加による管理が行き届かないことによる環境悪化、犯罪の増加などが懸念されており、市民や観光客にとっての都市生活や都市環境の劣悪化が課題となっている。

シェムリアップにおける自治体主導によるスマートシティの取り組みは、2018年のASEAN首脳会議で採択されたASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）の枠組みに基づき、シェムリアップがカンボジアのスマートシティ実証都市として選出されたことが端緒である。シェムリアップのスマートシティの取り組みは、カンボジア国内においても他都市への展開が期待され、国土交通省が主催する日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合でもシェムリアップの取組を発表するなど、国内外から注目を集めている。

本プロジェクトは、JICAスマートシティ協力における中核的な案件であり、2020年からJICAが実施した「シェムリアップ市の都市環境改善にかかる情報収集・確認調査」では、スマートシティ推進に係るカンボジア政府および官民連携の体制構築やスマート技術を活用した都市課題の解決策の検討等の支援を通じた関係機関の能力向上を重要課題と分析しており、併せてシェムリアップ市におけるスマートシティ実装を目指すロードマップが提案された。このロードマップは、2022年から実施した「シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」でシェムリアップ州政府に承認された。同プロジェクトではロードマップで定められた通り、市民、行政、民間企業、アカデミアなど様々なステークホルダーを巻き込みながら、スマート技術を適切に利用して、既往の課題の解決やより良い都市マネジメントを実現するプロセスをスマートシティアプローチと称し、これを実装することを目的に実施した。具体的には、違法駐車モニタリングや廃棄物収集改善、データプラットフォームの構築等のパイロットプロジェクトの実施や、スマートシティコンソーシアムの設立等の行政側の体制構築を支援し、関係機関との調整やプロジェクトの運営・管理に関する体制は一定程度整備された。

しかし、今後は、データや根拠に基づく課題分析から、施策の企画・実施、評価、改善へとつなげ、実質的な課題解決と持続的な実装を実現する能力、あ

わせて必要となる財政管理や、関係者を巻き込む推進力の強化が求められている。

そこで、後継フェーズとなる本プロジェクトでは、シェムリアップのスマートシティロードマップで位置づけられた観光やモビリティ等の課題（アンコール遺跡観光以外のシェムリアップ市内の周遊や観光客の滞在日数の増加）に対し、デジタル技術を活用し、短期的な実証と成果を見出すためのパイロットプロジェクトの企画及び実施を通じて、行政官の都市課題の把握・分析・対処能力の強化を図ることを目指す。

また、資金面を含む産官学民連携の促進、他都市との連携の強化を通して、スマートシティアプローチが持続的に機能するための実施体制の強化と行政官の施策実施能力の向上を目指す。

このため、C/P と密に協力して、C/P 含むカンボジア側関係者の能力及び体制の強化を継続的に実施する必要があることから、チーフアドバイザーが他の専門家及びコンサルタントをリードして業務を実施する。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

チーフアドバイザーとして、案件の成果発現に責任を持ち、成果発現に向けて、「スマートシティ／業務調整」の専門家や別途締結している業務実施契約のコンサルタントチームをリードし、以下を実施する。

- ① Plan of Operation (PO)に基づき、派遣期間内に投入・活動が計画的に進められ、Project Design Matrix (PDM)で計画された成果に責任を持ち、予定どおり達成する。
- ② 各種報告書の作成、プロジェクト実施計画に基づく活動・予算の執行、関係者間の意思疎通、会計・事務など円滑なプロジェクト運営管理及びモニタリングを実施する。
- ③ プロジェクト成果の持続性を資金面含めて確保できるよう、スマートシティコンソーシアムを中心とする産官学民連携の体制について助言し、実施の道筋をつける。

4. 業務の内容

【目的・成果達成のための包括的な助言と提言】

- ① チーフアドバイザーとして、別紙「案件概要表」に記載の目的・成果発言に責任を持ち、PDMに規定されている各活動を、他の専門家・コンサルタントをリードして実施し、スマートシティアプローチが持続的に機能するための実施体制の強化並びに行政官の施策実施能力の向上を行う。
- ② スマートシティコンソーシアムを中心とした実施体制や産官学民連携の強化、データに基づくスマートシティアプローチの実践、都市間連携・カンボジア国内への知見共有・普及のための助言を行う。
- ③ 都市計画、インフラ・ファイナンス、PPP／官民連携、データ利活用、都市経営などの多角的な視点から、各活動に関する助言を行う。なお、本プロジェクトの持続性確保の観点から、スマートシティコンソーシアムを中心とする産官学民連携の体制については、インフラ・ファイナンス、PPP／官民連携などの資金面の観点も含めて助言を行う。

【運営管理業務】

- ① プロジェクトチームの日本側総括として、C/Pと密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ② 年間計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画等）の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会（JCC）の円滑な開催に向けた調整を行うとともに、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ④ JCC やスマートシティコンソーシアム等を通じて、進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。なお、スマートシティコンソーシアムでは、民間企業からパイロットプロジェクトの提案を募るビジネスコンテストの実施が予定されている。
- ⑤ 相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）を把握する。
- ⑥ 「スマートシティ／業務調整」担当の専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助

言する。

- ⑦ 進捗管理を通じて判明する課題やカンボジア政府のスマートシティ施策等の外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や内務省等のカンボジア側のスマートシティ関係者と密に議論をしたうえで、プロジェクトの持続性の確保、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、他の専門家、JICA 事務所と連携し、その解決にあたる。
- ⑧ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、プロジェクト活動を取りまとめた各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、コンサルタントチームと調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ⑨ プロジェクト活動成果を国内外で積極的に広報し、シームリアップの取り組みを各種国際会議、他都市、セミナー等で発信、共有することに貢献する。
- ⑩ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取り組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	他日本人専門家をはじめプロジェクトチームとの関係を築き、チーフアドバイザーとしてプロジェクトチームの運営を行う方法	【運営管理業務】 ①、②、⑥、⑧
2	資金面を含む産官学民連携促進の具体的手法	【目的・成果達成のための包括的な助言と提言】 ②、③
3	C/P と連携し、各成果発現及び成果の持続性確保するための実施方法	【目的・成果達成のための包括的な助言と提言】 ① 【運営管理業務】 ③、④、⑤、⑦

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	JICA 事業における総括またはチーフアドバイザー経験。 また、まちづくり、インフラ・ファイナンス、官民
-----------	---------------------------------------------------------

	連携分野における業務経験を有することが望ましい。
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より 2カ月以内	社会基盤部 (CC:カンボジア事務所)	英語	電子データ	—
			日本語	電子データ	—
		C/P 機関	英語	電子データ	—
3か月報告書	渡航開始より 3か月ごと ²	国際協力調達部 (CC:社会基盤部)	日本語	電子データ	—
業務進捗報告書	渡航開始より 6か月ごと	国際協力調達部 (CC:社会基盤部、 カンボジア事務所)	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限 末日	社会基盤部 (CC:国際協力調達部、 カンボジア事務所)	日本語	電子データ	—

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年9月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

- ア チーフアドバイザー（本公示）
- イ 業務主任者／産官学連携／マーケティング
- ウ 副業務主任者／産官学連携／行政機能強化
- エ パイロット事業計画・実施支援／財務計画
- オ 人材育成／ジェンダー
- カ データマネジメント／デジタルトランスフォーメーション
- キ スマートシティ／業務調整

※ イ～カは別途締結しているコンサルタントチームであり、業務実施契約に基づき実施（2025年9月～2028年8月、複数回にわたる短期出張ベースでの派遣）。

※ アは個別専門家として現在派遣中（2025年8月～2026年8月）で、本公示はその後任のチーフアドバイザーとなる。キは個別専門家として別途派遣中（2025年8月～2027年8月）。

（2） 参考資料

① 本公示に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ R/D

② 本公示に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ コンサルタントチームに係る業務実施契約の公示

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20250716_255292_1_02.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年5月14日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年5月25日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年5月28日 14～15時半
4	評価結果の通知	2026年6月2日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし

（2） 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による (発言時カメラオンでの) 実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者 (個人の場合は業務従事者と同義) が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用

については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|-----|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 20点 |
| ②語学力 | 10点 |
| ③その他学位、資格等 | 10点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20点 |

(計 100点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,509,000	1,693,000
	個人	1,156,000	1,339,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	75,000	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		343,900	395,100

- ③ 住居費：2,800 ドル／月
- ④ 航空賃（往復）：402,720 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：シエムリアップ州庁舎内の執務スペースの提供
公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４） 臨時会計役の委嘱³

業務に必要な経費については、JICA カンボジア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

³ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかし、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（5）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：カンボジア王国 (カンボジア)

案件名：

(和) シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ
実装プロジェクトフェーズ2

(英) Project for Implementation of Smart City Approach to Solve Urban
Issues in Siem Reap Phase 2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市開発セクター／シェムリアップ市の開発の現状・課題
及び本事業の位置付け

カンボジアは、COVID-19のパンデミックにより2020年にGDP成長率が-3.1%に落ち込んだが、2023年には5.3%にまで回復した。しかし、パンデミック前の2019年のGDP成長率は7.1%であり、経済は回復途上にある。COVID-19の影響によりカンボジア経済は大きな打撃を受けているものの、カンボジア政府は2030年までに高中所得国入りを目指し、2023年に国家最上位に位置付けられる開発戦略である「第1次五角形戦略」を発表した。この戦略の中で、「強靱で持続可能かつ包摂的な開発」を重点分野として掲げており、スマートシティに係る政策の導入を進めている。また、「デジタルガバメント政策 2022-2035」では、「持続可能かつ包摂的なデジタル技術・データを活用し地方行政を強化するとともにスマートシティ開発を促進する」こととしている。

シェムリアップ州の州都であるシェムリアップ市は、世界文化遺産であるアンコール遺跡を擁する観光都市であり、観光セクターがカンボジアのGDPの12%を占める重要な都市である。シェムリアップ市の人口は約28万人(2023年)であるのに対し、2019年の外国人観光客数は220万人、国内からの観光客数は205万人であった。パンデミックの影響により、2020年の観光客数は外国人観光客数が40万人、国内からの観光客数は70万人と前年に比べ大きく減少したが、その後、2023年の観光客数はパンデミック前の水準の80%程度にまで回復している。また、シェムリアップ州観光開発マスタープラン(2021-2035)によると、2035年には国内外合わせた観光客が約1,100万人に増加すると予測されている。

このような急激な観光客の増加により、シェムリアップ市内のインフラや社会サービスの整備が追い付いておらず、自動車の急増によるラッシュ時の交通渋滞の深刻化、廃棄物や污水排出の増加による管理が行き届かないことによる

環境悪化、犯罪の増加などが懸念されており、市民や観光客にとっての都市生活や都市環境の劣悪化が課題となっている。

シエムリアップにおける自治体主導によるスマートシティの取り組みは、2018年のASEAN首脳会議で採択されたASEANスマートシティ・ネットワーク（以下、「ASCN」という。）の枠組みに基づき、シエムリアップがカンボジアのスマートシティ実証都市として選出されたことが端緒である。2020年からJICAが実施した「シエムリアップ市の都市環境改善にかかる情報収集・確認調査」では、スマートシティ推進に係るカンボジア政府および官民連携の体制構築やスマート技術を活用した都市課題の解決策の検討等の支援を通じた関係機関の能力向上を重要課題と分析しており、併せてシエムリアップ市におけるスマートシティ実装を目指すロードマップが提案された。このロードマップは、2022年から実施している「シエムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」でシエムリアップ州政府に承認され、ロードマップで定められた通り、市民、行政、民間企業、アカデミアなど様々なステークホルダーを巻き込みながら、スマート技術を適切に利用して、既往の課題の解決やより良い都市マネジメントを実現するプロセスをスマートシティアプローチと称し、これを実装することを目的に、違法駐車モニタリングや廃棄物収集改善、データプラットフォームの構築等のパイロットプロジェクトの実施や、スマートシティ協議会の設立等の行政側の体制構築支援を行った。しかしながら、依然として実施体制やデータ・根拠に基づく課題分析や、課題への対応の検討、施策の実施、施策評価等において、行政側の実施体制面、能力面で課題があったことから、後継フェーズとなる本プロジェクトでは、シエムリアップのスマートシティロードマップで位置づけられた観光やモビリティ等の課題に対し、デジタル技術を活用し、短期的な実証と成果を見出すためのパイロットプロジェクトの企画と実施を通じて、行政官の都市課題の把握・分析・対処能力の強化を図るものである。また、産官学民連携の促進、他都市との連携の強化を通して、スマートシティアプローチが持続的に機能するための実施体制の強化と、行政官の施策実施能力の向上を目指す。

本事業は、スマートシティに関連する行政機能や行政職員の能力向上により、都市交通分野における温室効果ガス排出削減に資する施策が実施できる可能性もあり、温室効果ガスを41.7%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標とも整合するものである。また、気候変動適応では、災害に対して強靱な都市づくりにも資する可能性があり、NDCと整合するものである。

(2) 当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別

事業戦略における本事業の位置づけ

我が国政府の「対カンボジア王国 国別開発協力量針（2024年4月）」及び「事業展開計画（2024年4月）」では、重点分野（中目標）の「(2) 持続可能で公平な成長の実現」の中で、都市機能を強化するため、スマートシティへの取り組み等について支援することが「土地管理・都市機能強化プログラム」として記載されており、本プロジェクトは、同プログラム及び重点分野の達成に資するものである。

JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2025年1月）においても、主要開発課題の都市・地域マネジメントに対する取り組みとしてスマートシティが記載されており、本プロジェクトは JICA のカンボジアに対する協力量針にも合致している。その成果は、SDGs ゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、ゴール11「包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献すると考えられる。

JICA グローバルアジェンダ「都市・地域開発」におけるクラスター戦略「まちづくり」にも合致するものである。更に、我が国は日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会（以下、「JASCA」という。）を2019年10月に設立し、シエムリアップ州もメンバーである ASCN への協力を積極的に推進している。本事業においては、引き続き本邦企業等との関係構築を推進しつつ、ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合や JASCA 等の日本政府の取り組みとの連携を図る。

(3) 他の援助機関の対応

1) ドイツ国際協力公社（GIZ）

- ASEAN Municipal Solid Waste Management Enhancement (AMUSE)
(2022年～2025年)

ASEAN 各国の都市環境を改善するための GIZ によるプロジェクトで、シエムリアップでも実施されている。廃棄物の抑制、処理、リサイクル等を行うことがプロジェクトの目的で、経験や知識の共有、能力強化のためのプラットフォームの設立・助言の提供を行っている。フェーズ1ではGIZとの連携に係る MoU を締結しており、協力関係にあった。フェーズ2においても環境美化等の取り組みを実施する場合、協力の可能性がある。

- Improved Public Service Delivery for Citizens in Cambodia (ISD)
(2022年～2025年)

廃棄物と水の管理、行政サービスの改善により、地方政府が市民に高品

質のサービスを提供することを支援する GIZ によるプロジェクト。廃棄物管理の支援を行っており、上記プロジェクトと同様に環境美化等の分野での協力が見込める。

2) アジア開発銀行 (ADB)

- Community-Based Tourism COVID-19 Recovery Project (2022 年～2026 年)

コミュニティベースの観光を通じて、カンボジアの農村地域の文化資源を保全・促進することを目指すプロジェクト。コミュニティベースの観光開発と促進のための地域の能力強化や、新規および既存の観光を支援し、公共施設やサービスの強化を行っている。観光分野の取り組みで連携できる可能性がある。

3) その他

国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) や国連人間居住計画 (UN-Habitat) は内務省に対して国家スマートシティロードマップの策定に協力している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、シエムリアップ州において、産官学及び市民のスマートシティに係る連携体制や機能の強化、都市課題の分析・テクニカルワーキンググループ (TWG) の設立による対応案の検討・実施・評価を短サイクルで行う行政官の能力の向上、シエムリアップ州政府の好事例を対外発信する能力の向上等を行うことにより、スマートシティアプローチが持続的に機能するための実施体制の強化や行政官の施策実施能力の向上を図り、もってシエムリアップ州がカンボジアのスマートシティのモデル都市として機能することに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

シエムリアップ市 (約 460km²)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：シエムリアップ州政府関係者、中央省庁関係者

最終受益者：シエムリアップ市民 (約 28 万人) 及び観光客 (約 400 万人)

(4) 総事業費 (日本側)：約 2.6 億円

(5) 事業実施期間

2025年8月～2028年7月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

1) 実施機関：

- ・ シェムリアップ州政府 (Siem Reap Provincial Administration)

2) 関係機関

<スマートシティに係る関係機関>

- ① 内務省 (Ministry of Interior: MoI)
- ② 郵便電気通信省 (Ministry of Posts and Telecommunication: MPTC)

<都市開発に係る関係機関>

- ③ 国土管理・都市計画・建設省 (Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction: MLMUPC)

<パイロットプロジェクトに係る関係機関>

- ④ 環境省 (Ministry of Environment: MoE)
- ⑤ 観光省 (Ministry of Tourism: MoT)
- ⑥ 商業省 (Ministry of Commerce: MoC)
- ⑦ アプサラ機構 (Authority for the Protection of the Site and the Management of the Region of Angkor: APSARA National Authority)
- ⑧ アンコールエンタープライズ (Angkor Enterprise)
- ⑨ カンボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia: CDC)
- ⑩ シェムリアップ市 (Siem Reap City Hall)
- ⑪ シェムリアップ警察 (Siem Reap Police Commissariat)

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約94人月）：

- (ア) チーフアドバイザー／まちづくり（長期専門家）
- (イ) スマートシティ／業務調整（長期専門家）
- (ウ) 産官学連携／マーケティング
- (エ) パイロット事業計画・実施支援
- (オ) 行政機能強化／人材育成／ジェンダー
- (カ) データマネジメント／デジタルトランスフォーメーション

② 研修員受け入れ

③ その他（現地セミナー・ワークショップ）

2) カンボジア側

- ① カウンターパート要員の配置及び当該人件費
- ② 案件実施のためのオフィススペース等の施設、設備（電気、水供給、空調）の提供
- ③ 利用可能なデータ情報の提供
- ④ プロジェクト実施のための公式文書の発出
- ⑤ 医療サービスを受けるための情報のサポート

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 二国間クレジット制度（JCM）設備補助事業「無線ネットワークを活用した高効率 LED 道路灯の導入」（2015-2017 年）
- 地球規模課題対応国際科学技術協力「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」（2016-2022 年）
- 技術協力プロジェクト「産業開発のための工学教育研究強化プロジェクト」（2019-2024 年）
- 基礎情報収集・確認調査「シエムリアップ市の都市環境改善にかかる情報収集・確認調査」（2020-2022 年）
- 「日 ASEAN スマートシティ相互連携パートナーシップ（Smart JAMP）」調査（2021-2022 年）
- 「日 ASEAN スマートシティ相互連携パートナーシップ（Smart JAMP）」調査（2022-2023 年）
- 技術協力プロジェクト「シエムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」（2022-2025 年）

2) 他の開発協力機関等の援助活動：2.（3）のとおり。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 カテゴリ C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ C に該当する。

- ③ 環境許認可 カテゴリ C のため、対象外
- ④ 汚染対策 カテゴリ C のため、対象外

- ⑤ 自然環境面 カテゴリCのため、対象外
- ⑥ 社会環境面 カテゴリCのため、対象外
- ⑦ その他・モニタリング カテゴリCのため、対象外

2) 横断的事項

スマートシティは人々の幸福 (Human Wellbeing) の向上に資する取り組みである。スマートシティは最適な都市運営の継続を目指す取り組みであり、これにより、市民の生活満足度の向上に資することができる。また、本事業はスマートシティとしての施策の内容によっては、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出削減および災害に対して強靱な都市の実現が期待できることから、気候変動緩和策および適応策に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

ジェンダー主流化に関する政策の策定等を担当するシエムリアップ州女性局と面談を行い、これまで都市開発分野に女性局が参画できておらず、都市開発分野でのジェンダー主流化の観点が欠けているという課題を確認した。この課題の改善のために、本プロジェクトではパイロットプロジェクトの企画・実施において、女性局の意見を取り入れることをカウンターパート機関と合意し、活動 2-1-3 において、パイロットプロジェクトの企画・実施におけるジェンダー主流化を明記し、ジェンダー視点に立って実施したパイロットプロジェクトの数を指標とすることをカウンターパート機関と合意したため。なお、ワークショップやセミナー、研修において参加者のジェンダーバランスを意識することも合意した。

(10) その他特記事項：なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：シエムリアップ州がカンボジアのスマートシティのモデル都市として機能する。

指標及び目標値：

1. シエムリアップの経験を参考にした取り組みが他都市で X 件以上実施される。
2. スマートシティに関連する海外・国内の他都市からの問い合わせや訪問の受け入れ等、参考にされた事例が年 X 回以上ある。

(2) プロジェクト目標：シエムリアップ州において、スマートシティアプローチが持続的に機能するための実施体制が強化され、かつ行政官の施策実施能力が向上する。

指標及び目標値：

1. スマートシティコンソーシアム等のスマートシティに係る関連会議がシエムリアップ州政府（SRPA：Government of Siem Reap Provincial Administration）によって年X回以上開催される。
2. スマートシティアプローチを活用した施策がX件実施される。
3. 1年以上継続しているスマートシティアプローチに基づく新規の取り組みがX件ある。

(3) 成果

成果1：産官学及び市民のスマートシティに係る連携体制や機能が強化される。

成果2：都市課題の分析・TWGの設立による対応案の検討・実施・評価を短サイクルで行う行政官の能力が向上する。

成果3：シエムリアップ州政府の好事例を对外発信する能力が向上する。

(4) 主な活動（全体の活動内容は別表のとおり）

1-1: シエムリアップ州におけるスマートシティコンソーシアムの機能を強化する

1-2: シエムリアップにおけるスマートシティロードマップの実現に向けて、産官学民の関与を促進するためにデータ公開を推進する

1-3: ステークホルダー間でのスマートシティに関連するSRPAの連携や機能を強化するために、ワークショップやセミナーを実施する

2-1: スマートシティロードマップに則り、特定の都市課題に対処するために、SRPAの能力と実施体制を強化する

2-2: スマートシティに関連する都市課題に取り組むために、SRPAの能力を強化するためのワークショップやセミナーを実施する

3-1: スマートシティロードマップを達成するために、好事例を他都市に広める

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件
なし

(2) 外部条件

- シェムリアップ州政府の大規模（実質的）な組織改編や再編成が行われ
ない
- シェムリアップ州政府がスマートシティを推進する立場を変更しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ヨルダン国「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト（2015年度）」において、プロジェクトの円滑な運営のためには、多様な観光体験の提供、歴史的景観の保全など、各カウンターパート機関が本来行うべき業務や今後の戦略・開発ニーズと、プロジェクトの方向性・取り入れているコンセプトが一致していることが重要と示されている。本事業においても、都市課題の一つとして観光開発を取り上げるため、カウンターパート機関の開発方針を確認しながら実施する。

スリランカ国「キャンディ都市開発計画作成プロジェクト（評価年度 2022年）」において、歴史都市・観光都市としてのキャンディの価値向上に寄与することを目指し、コミュニティコンサルテーションを導入したが、介入による便益の公平性に課題があったとされている。立場が異なる様々な受益者がプロジェクトに対し公平に意見を述べるように配慮する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、スマートシティアプローチやデジタル技術を活用した短期的な PDCA サイクルの取り組みを通じてグリーン・レジリエント・インクルーシブで、持続可能な都市・地域の形成に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」およびゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」、ゴール 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

以上

別表

本プロジェクトの活動項目と専門家チーム（チーフアドバイザー、「スマートシティ／業務調整」の専門家）、コンサルタントチームの主な役割分担表

活動	専門家チームが主に担当する活動	専門家チームとコンサルタントチームが協力して実施する活動	コンサルタントチームが主に担当する活動
活動 1-1	スマートシティコンソーシアムの機能を強化		
活動 1-1-1	○		
活動 1-1-2	○		
活動 1-1-3	○		
活動 1-1-4	○		
活動 1-1-5	○		
活動 1-1-6	○		
活動 1-1-7	○		
活動 1-2	スマートシティロードマップの実現に向けたデータの有効な活用方法を検討		
活動 1-2-1			○
活動 1-2-2			○
活動 1-2-3			○
活動 1-3	○	○	
活動 2-1	都市課題に対処するための SRPA の能力と実施体制の強化		
活動 2-1-1			○
活動 2-1-2	○		
活動 2-1-3			○
活動 2-1-4			○
活動 2-2	○	○	
活動 3-1	優良事例の他都市への普及		
活動 3-1-1			○
活動 3-1-2	○	○	
活動 3-1-3	○	○	
活動 3-1-4		○	○
活動 3-1-5	○		